

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する令和2年度（判）第8号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金238万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和3年1月6日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和2年11月5日

金融庁長官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、日東工業株式会社（以下「日東工業」という。）と、文書開示に係る契約を締結していたB社に社員として勤務していたCから、同人がその契約の締結に関し知った、日東工業の業務執行を決定する機関が、電子機器部品、電気制御部品の製造販売等を目的とし、その発行する株式が名古屋証券取引所市場第二部に上場されていた北川工業株式会社（以下「北川工業」という。平成31年3月22日上場廃止。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を、遅くとも平成30年9月30日までに受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実が公表された平成30年11月5日より前の同年10月31日及び同年11月1日に、D証券株式会社を介し、愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号所在の株式会社名古屋証券取引所において、自己の計算において、北川工業株式合計1000株を買付価額合計153万5000円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第2項第2号、第167条第3項前段、第1項第4号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(3,920円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(3,920円×1,000株)

－ (1,515円×500株+1,555円×500株)

=2,385,000円

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、2,380,000円となる。